

トイレに関する移動等円滑化整備ガイドライン改訂案

○前回の検討会以降、新たに追記した事項

- ・バリアフリートイレの自動扉の解錠に関する事項

1. 改訂理由

昨今、トイレに係る課題が取り上げられることが多いことから、過去の調査結果や他のガイドラインとの横並び等について改めて見直し・精査を行ったところ、当該ガイドラインにも反映することが望ましい内容があったことから、改訂を行うもの。

また、バリアフリートイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘を受け、今回、改定案に追記した。

※本年2月に開催した「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した 建築設計標準に関するフォローアップ会議」において、建築設計標準の改訂案に当該内容が盛り込まれ審議された。

2. 改訂案

資料2-1参照

※資料2-1では、ガイドライン「第2部3. ①トイレ」の項目のうち、改訂となる項目のみ抜粋して記載しています。

3. (参考)前回の検討会で頂いた主なご意見等

資料2-2参照

※類似の意見は集約しております。

4. (参考)高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議(第9回)資料(抜粋)

資料2-3参照

①トイレ

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

<p>配置</p>	<p>便所を設ける場合、次の移動等円滑化基準に基づく整備内容のいずれかに適合すること</p> <p>◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所として、以下の要件を満たす便房をそれぞれ又は同一の便房として1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車椅子使用者が円滑に利用することができる構造を有する便房（以下、「車椅子使用者用便房」という）。 ・オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられた便房。 <p>◎高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の便所であること。</p> <p>○異性介助に配慮し、男女共用車椅子使用者用便房を1以上設置する。</p> <p>○車椅子使用者用便房を男女別に設置する場合は、一般トイレ出入口付近等異性介助の際に入りやすい位置に設置する。</p> <p>○乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。</p> <p>○高齢者、障害者等の利用状況に応じ機能分散の考え方を踏まえ、車椅子使用者用便房（車椅子使用者用簡易型便房を含む）、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房をそれぞれまたは同一の便房として増設する。</p> <p>◇更なる機能分散を図る観点から、必要に応じて、一般便房にベビーチェアや簡易型オストメイト用設備（腰掛便座の背もたれに水栓をつけたもの等）などを設置することが望ましい。</p> <p>◇車椅子使用者便房を2か所以上設置する場合は、右まひ、左まひの車椅子使用者等の便器への移乗を考慮したものとすることが望ましい。</p> <p>◇介助者を伴って利用することが想定される便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。</p> <p><u>◇車椅子使用者用便房や広めの男女共用便房の付近には、介助者が待ったためのベンチ等を設置することが望ましい。</u></p> <p>○旅客施設の複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、移動等円滑化された経路の方面ごとに、男女共用の車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を1以上設置する。</p> <p><u>◇便房内にゴミ箱を設ける場合は、腰掛式便座又は車椅子に座った状態で手が届く範囲に設けることが望ましい。</u></p> <p><u>○戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはゴミ箱を設けない。</u></p>	<p>参考 2-3-1 参考 2-3-13</p> <p>参考 2-3-2</p>
-----------	---	---

案内表示	<p>◎男女別及び構造を、便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に、音、点字その他の方法により示す。</p> <p>◎便所内に車椅子利用者用便房が設けられている場合は、便所の出入口及び便房の外側に、その旨を表示する標識が設けられていること。</p> <p>◎便所内にオストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられている場合は、便所の出入口及び便房の外側に、その旨を表示する標識が設けられていること。</p> <p>○壁面等に触知案内図を設置した場合には、その正面に誘導するよう視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。</p> <p>○点字を用いて表示する場合の表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。</p> <p>○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法は JIS T 0922 にあわせたものとする。</p> <p>○触知案内図等は、床から中心までの高さが 140cm から 150cm となるよう設置する。</p> <p>○一般トイレ内に車椅子利用者用簡易型便房、オストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房、おむつ交換台、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように入出口付近において案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるように入案内表示を行う。</p> <p>◇車椅子利用者用簡易型便房を設置する場合は、簡易型と分かる表示をすることが望ましい。</p> <p>◇音声案内については、トイレ入口での案内のみならず、便房内での設備案内等を音声対応とすることが望ましい。</p>	
音声案内	<p>○便所出入口付近において、男女別等を知らせる音による案内装置を設置する。 (設置の考え方、具体的な音声案内例は参考 2-2-23 を参照)</p> <p>◇音声案内を行う場合は、短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。</p>	参考 2-2-23
その他の情報提供	<p>◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページ等で情報を提供することが望ましい。「ウェブサイト等による情報提供」(240 ページ) 参照</p>	
出入口	<p>◎出入口の幅は、80cm 以上とする。</p> <p>◎出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p>	

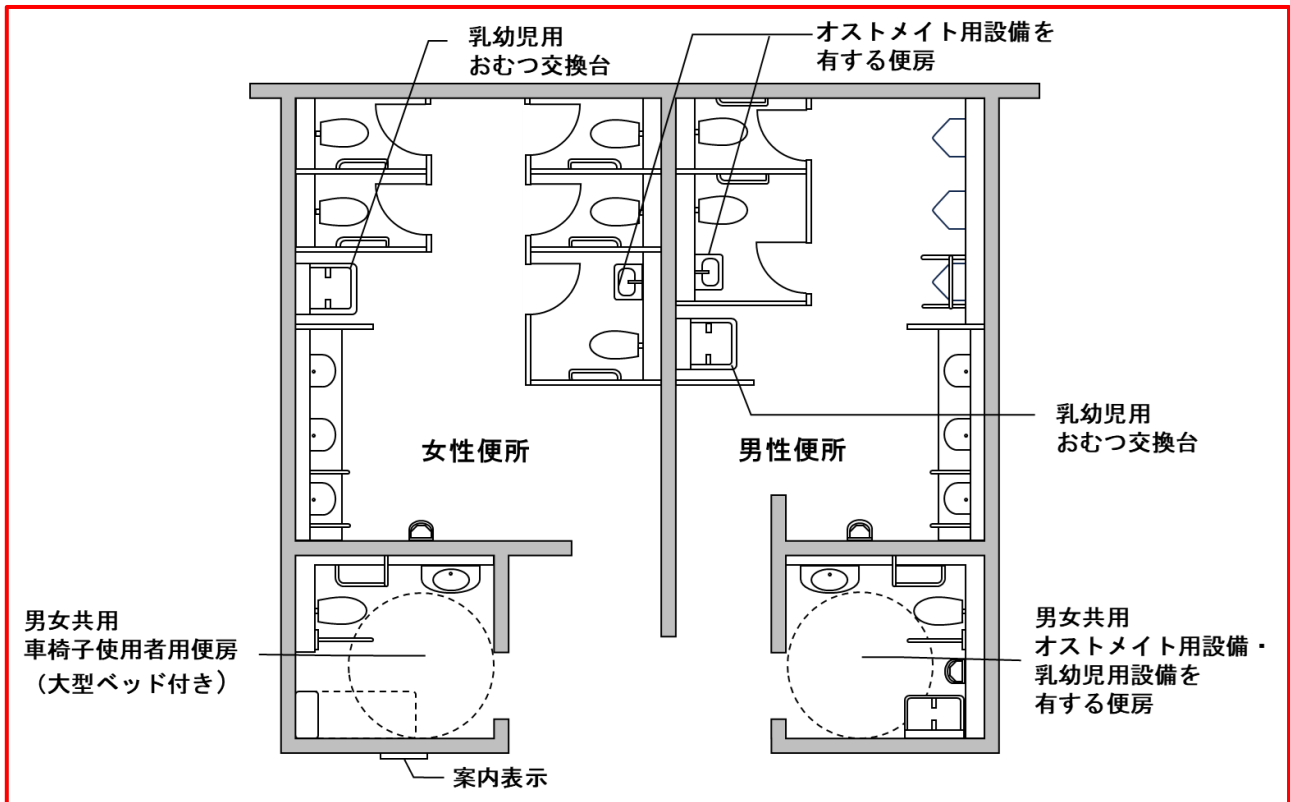
<p>小便器</p>	<p>◎便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ 35cm 以下の壁掛式小便器を 1 以上設置する。</p> <p>◇上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。</p> <p>○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。</p> <p>◇小便器の脇には杖や傘などを立てかけるフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。</p> <p><u>◇便所には、1 以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上）の幼児用小便器を設置することが望ましい。</u></p>	<p>参考 2-3-3</p> <p>参考 2-3-5</p>
<p>大便器</p>	<p>◎便所内に腰掛式便器を 1 以上設置した上、その便所の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。</p> <p>○便所の戸に握り手を設ける場合は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とする。</p> <p>○便所内には利用者の出入りに考慮した余裕を確保する。</p> <p>◇便所の戸は引き戸式（2 枚式引き戸を含む）や折戸式等を採用することが望ましい。</p> <p>◇便所の戸に引き戸式や折戸式を設ける場合には、戸の開閉方法を矢印等で表示することが望ましい。</p> <p>◇折戸や内開き戸を設ける場合は内側に十分な開閉スペースを確保し、外開き戸を設ける場合には、戸の開閉が円滑となるよう補助取っ手等を設ける。</p> <p>◇腰掛式便器を設置する場合、原則として腰掛式便器を設置するすべての便所の便器周辺に手すりを設置するなど高齢者、障害者等の利用に配慮することが望ましい。</p> <p>◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。</p> <p>◇便所内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置することが望ましい。</p> <p><u>◇便所内には着替え台を設置した便所を 1 以上設置することが望ましい。</u></p> <p>◇ロービジョン、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色（参考 2-2-5 参照）により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。</p> <p><u>◇幼児用補助便座等を設置することが望ましい。</u></p>	<p>参考 2-3-4</p> <p>参考 2-3-4</p> <p>参考 2-3-5</p>

<p>オストメイト用 設備</p>	<p>◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられていること。</p> <p>◎上記設備が設けられた便房にはその旨を表示する標識が設けられていること。</p> <p>○上記の水洗器具の 1 以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭う場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。</p> <p>○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近の利用しやすい高さに、パウチなどのものを置ける十分なスペースを設置する。</p> <p>◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を複数設置することが望ましい。その場合、簡易型水洗器具とすることが出来る。</p> <p>◇簡易型オストメイト用設備を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、簡易型であることがわかる表示を便房の扉に設置することが望ましい。</p> <p>◇施設内の他の場所に汚物流しを備えた便房がある場合は、その位置も案内することが望ましい。</p> <p><u>◇ストーマ装具の装着のための衣類の脱着、着替え等に配慮し、汚物流しの近くに着替え台を設置することが望ましい。</u></p> <p><u>◇ストーマ装具の装着等を確認するために、立位でも確認できる大きめの鏡を設置することが望ましい。</u></p>
<p>洗面器</p>	<p>○洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを 1 以上設置する。</p> <p>○車椅子使用者の利用を想定する場合、洗面器の下に床上 60~65cm 程度の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 75~80cm 程度とする。</p> <p>○蛇口は、センサー式、レバー式などとする。</p> <p>◇子供等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度、奥行き 45 cm 程度（吐水口に手が届きやすい）のものも設けることが望ましい。</p> <p><u>◇洗面器の近くには、ベビーチェアを設置することが望ましい。また、洗面器や各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮することが望ましい。</u></p>
<p>乳幼児用設備</p>	<p>○乳幼児連れの人の利用を考慮し、一般便房内（男女別に設けるときはそれぞれ）にベビーチェアを 1 以上設置する。当該便房の戸には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。</p> <p>○おむつ交換台を <u>1 以上（男女別に設けるときは、それぞれ 1 以上）</u> 設置すると共に、<u>おむつ交換のためのスペースに十分配慮する。</u></p> <p>◇おむつ交換台を設置する場合、床面からおむつ交換台下端までの高さ 70cm 程度とする。また、正面開きタイプでは、幅 7580cm 程度、奥行 8075cm 程度、側面開きタイプでは、幅 70cm 程度、奥行 60cm 程度とすることが望ましい。</p> <p>◇おむつ交換台とあわせて荷物台や<u>フック</u>、おむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換台の近くに設置することが望ましい。</p>

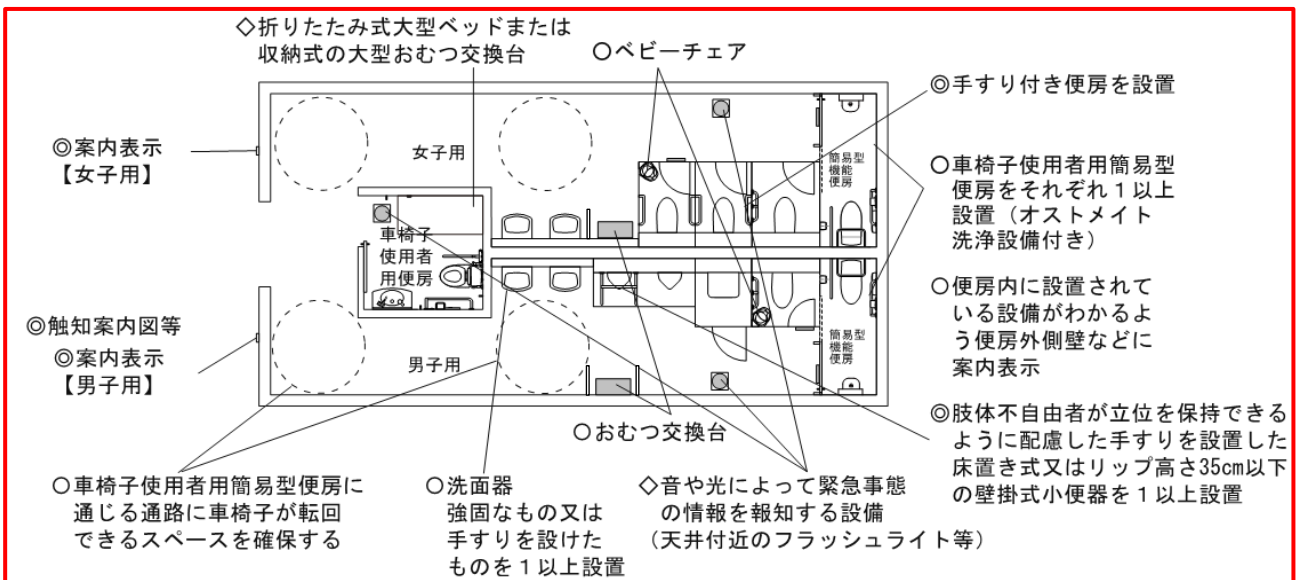
	<p>◇便房内での配置については、保護者が安心して利用することができるよう、ベビーチェアが便器に座った状態から手の届く範囲又は便器の前方の近接した位置に設けられることが望ましい。また、便房内の各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮し、ベビーチェアが戸の鍵に近接する場合には、乳幼児の手が届かない位置にも二つ目の鍵を設けることが望ましい。</p> <p><u>○立位姿勢でのおむつ交換や衣服を着脱してトイレを利用する幼児を連れてくる人を考慮して、着替え台を1以上(男女別に設けるときは、それぞれ1以上)設置する。</u></p>	
床面の仕上げ	<p>◎滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。</p> <p>○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。</p>	
設備と内装のコントラスト	◇ロービジョン者のため、トイレ内の設備と内装のコントラストを明確にすることが望ましい。	
呼び出しボタン(通報装置)	◇便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように呼び出しボタンを設置することが望ましい。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。	
器具等の形状・色・配置	○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置についてはJIS S 0026にあわせたものとする。	参考 2-3-8
車椅子利用者用簡易型便房	<p>○車椅子利用者用簡易型便房は、正面から入る場合は有効奥行き200cm以上、有効幅130cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口、側面から入る場合は有効奥行き180cm以上、有効幅150cm以上のスペースと有効幅80cm以上の出入口を確保する。</p> <p>○車椅子利用者用簡易型便房に通ずるトイレ内通路には車椅子の転回スペースを確保する。</p> <p>◇ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。</p> <p>◇便器に背もたれを設置することが望ましい。</p> <p>○便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、呼出しボタン及び汚物入れを設</p>	参考 2-3-6

参考 2-3-1 : トイレの配置例

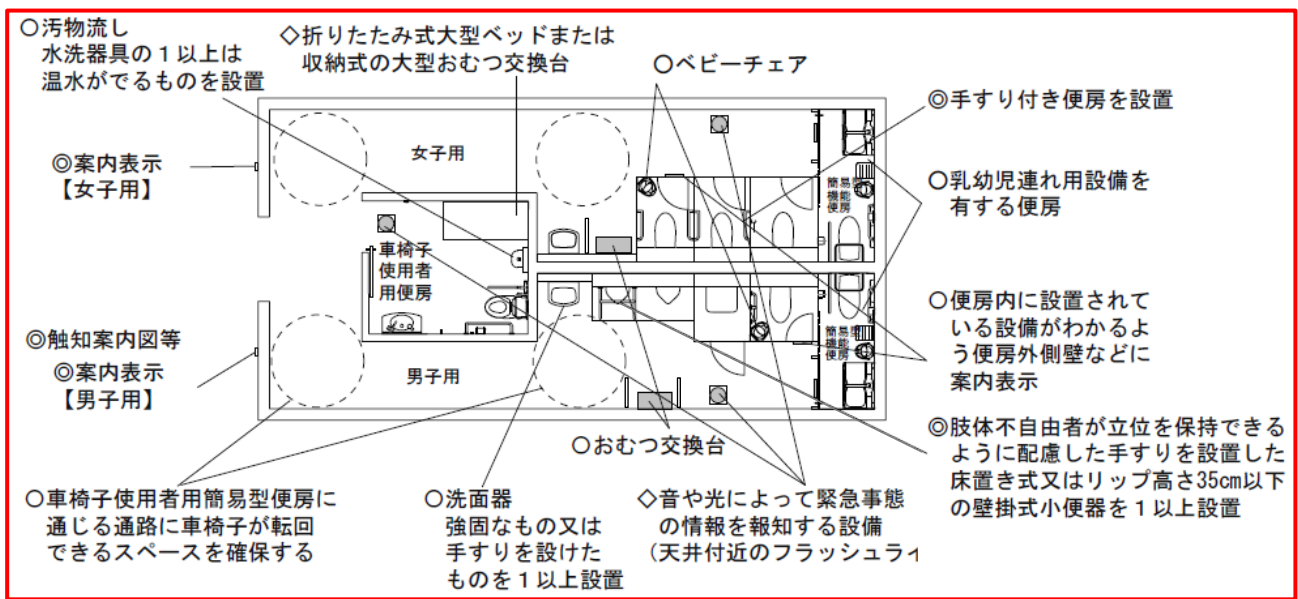
■車椅子使用者用便房 2か所及びオストメイト用設備を有する便房、乳幼児連れ用設備を有する便房を配置した例



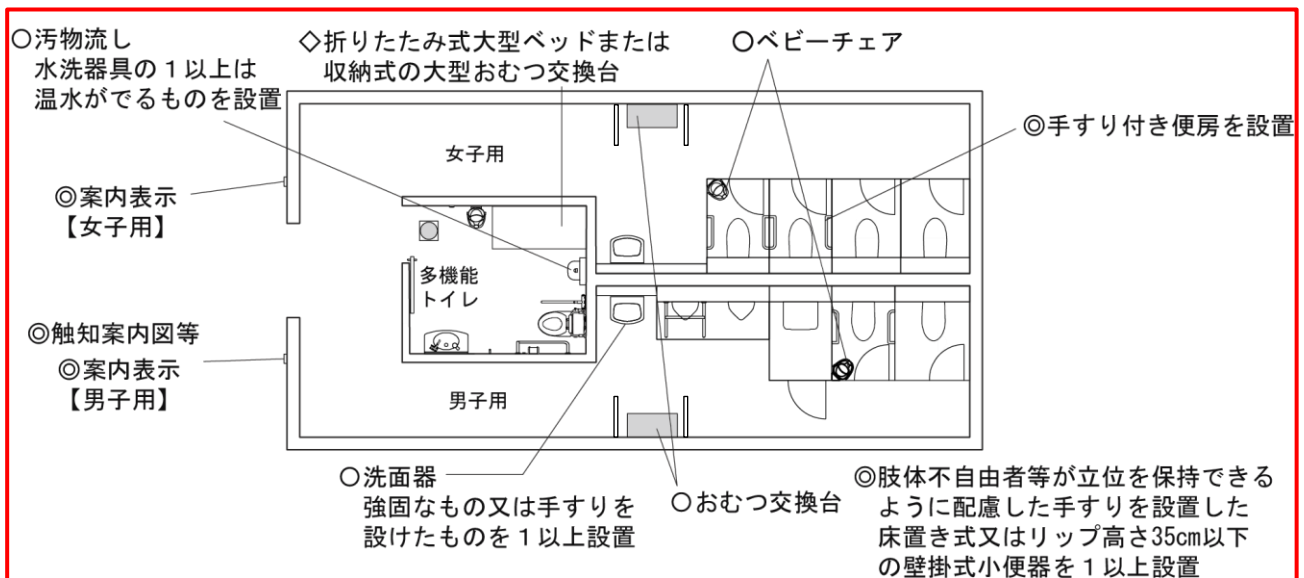
■車椅子使用者用便房を 1か所及びオストメイト用設備を備えた便房を男女別に配置した例



■オストメイト用設備を備えた便房を1か所及び乳幼児連れに配慮した便房を男女別に配置した例



■複数の機能を備えた便房を1か所配置した例



(コラム 2-3-1) 子どもトイレの設置 子どものトイレ環境の整備

小田急電鉄の新宿駅では、機能分散の一環で一般トイレに子どもトイレ、オムツ替え室、授乳室などを併設した事例や、親と子どもが一緒に入ることを想定し、一般の便器と幼児用便器を併設した事例もある。

■ 子ども用トイレの例

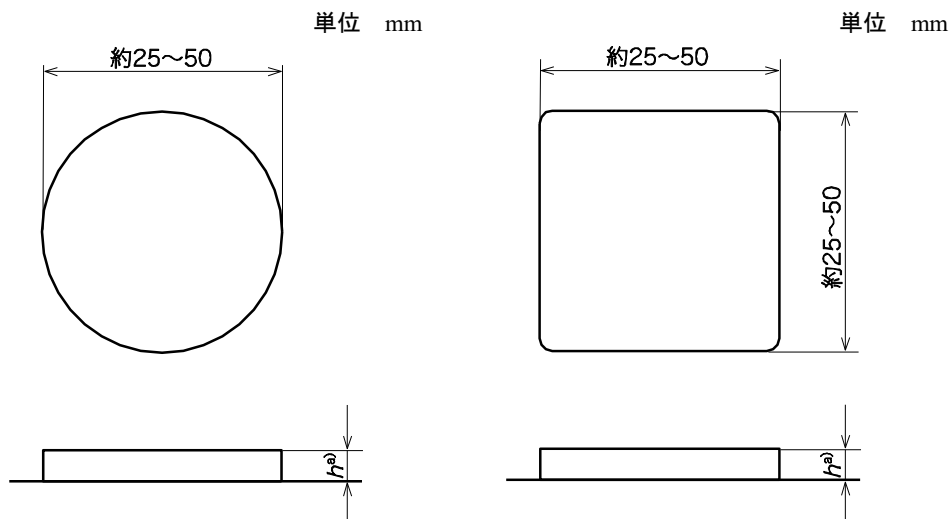
(小田急電鉄新宿駅西口)



提供：小田急電鉄株式会社

参考 2-3-7：JIS S 0026「公共トイレにおける便房内操作部の形状・色・配置及び器具の配置」抜粋
<操作部の形状>

- ・便器洗浄ボタンの形状は、丸形 (○) とする。
- ・呼出しボタンの形状は、便器洗浄ボタンと区別しやすい形状 [例えば、四角形 (□) 又は三角形 (△)] とする。操作部は、指だけでなく手のひら又は甲でも押しやすい大きさとする。



注 a) ボタンの高さは、目の不自由な人が触覚で認知しやすいように、ボタン部を周辺面より突起させることが望ましい。

<操作部の色及び輝度コントラスト>

- ・ボタンの色：操作部の色は、相互に識別しやすい色の組合せとする。JIS S 0033 に規定する“非常に識別性の高い色の組合せ”から選定することが望ましい。例えば、便器洗浄ボタンの色を無彩色又は寒色系とし、呼出しボタンの色を暖色系とすることが望ましい。
- ・ボタン色と周辺色の輝度コントラスト：操作部は、ボタンの色と周辺色とのコントラストを確保する。また、弱視の人及び加齢による黄色変化視界の高齢者も判別しやすいよう、明度差及び輝度比にも留意する。

(車椅子使用者用便房)

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
案内表示	◎出入口には車椅子使用者用便房が設けられていることを表示する標識を設ける。	参考 2-2-7
出入口	◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口は、段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。また、設備の位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。 ○点字を用いて表示する場合の表示方法は JIS T 0921 にあわせたものとする。 ○触知案内図を用いて表示する場合の表示方法は JIS T 0922 にあわせたものとする。 ◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便所又は便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。	
戸	◎有効幅 80cm 以上とする。 ◇有効幅 90cm 以上とすることが望ましい。 ◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸とする。 ○電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。 手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。 ◇握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。 ○握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車椅子使用者の円滑な動作に十分に配慮する。 ◇便房内の出入口の戸から 70cm 程度の範囲には、壁に付属物を設置しないことが望ましい。 ○防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。 ○車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ (60cm~70cm 程度) のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。	参考 2-3-9-1 参考 2-3-9-2
戸の開閉盤 (開閉スイッチ)	○戸の開閉盤 (開閉スイッチ) は、電動式の戸の場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。 ◇戸の開閉盤は、戸から 70cm 以上離して設置し、その設置高さは 100cm 程度とすることが望ましい。 ○電動式の戸の場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。 ○使用中である旨を表示する装置を設置する。 ◇非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合には、解錠時間を長めに設定することが望ましい。 <u>○自動的に解錠又は通報等されることについて、トイレ内外に設</u>	参考 2-3-

	<p><u>定時間及びその旨を表示する。なお、設定時間経過後に戸が自動で開くものについては、戸が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮する。</u></p> <p><u>※施設管理者等が通報等を受け、戸を開けようとする際には、事前に利用者へ声かけを行い内部の状況を確認する等、利用者の尊厳が十分に守られるよう配慮する必要がある。</u></p>	10
<p>大きさ</p>	<p>◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には標準内法寸法 200cm×200cm 程度のスペースが必要）。</p> <p>○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には標準内法寸法 220cm×220cm 程度のスペースが必要）。</p> <p>◇電動車椅子で方向転換が可能なスペース（標準内法寸法 220cm×220cm 程度）を有する場合、便器横の移乗スペースを 75cm 以上確保することが望ましい。</p>	<p>参考 2-3- 4011</p>
<p>便器</p>	<p>◎便器は腰掛式とする。</p> <p>○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。</p> <p>○便座の高さは 40～45cm とする。</p> <p>○便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。</p> <p>◇上肢が動かしにくい利用者に考慮し温水洗浄便座を設けることが望ましい。</p>	
<p>手すり</p>	<p>◎高齢者、障害者等の円滑に利用することができる構造の便房には、手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐触しにくい素材で、握りやすいものとする。</p> <p>○壁と手すりの間隔は 5cm 以上の間隔とする。</p> <p>○手すりは便器に沿った壁面側は L 字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは 65～70cm 程度とし、左右の間隔は 70～75cm とする。</p>	

<p>大型ベッド等</p>	<p>◇障害者等のおむつ替え用等に、折りたたみ式大型ベッドまたは収納式の大型おむつ交換台を設置することが望ましい。</p> <p>◇○上記の折り畳<u>畳</u>たたみ式大型ベッド等を設置する場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とすることが望ましい。</p> <p><u>○設置位置は、利用者の安全性や介助者の動作（大型ベッドからの転落防止等）に十分配慮する。</u>◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、ベッドの両側に十分なスペースをとることが望ましい。</p>	
<p>床の表面</p>	<p>◎滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。</p> <p>○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。</p>	
<p>呼出しボタン (通報装置)</p>	<p>○呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように複数設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。</p>	<p>参考 2-3- 412</p>
<p>器具等の形状・色・配置</p>	<p>○紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S 0026 にあわせたものとする。</p>	

(コラム 2-3-3) 便房外のおむつ交換台

スペースや構造上の関係で個室便房内におむつ交換台を設置できない場合においても、パーティション等を設けることにより便房外に設置する場合でもプライバシーに配慮することができる。(パーティションにはおむつ交換台サインを配置)

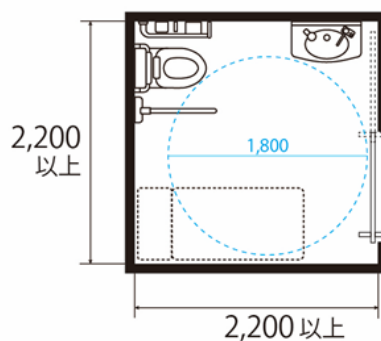
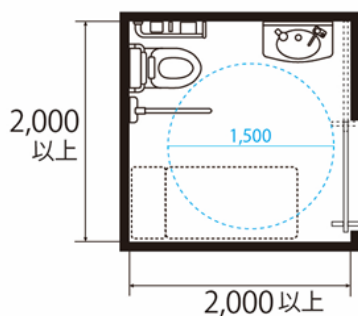


参考 2-3-10 : 自動的に通報されることをトイレ内側の戸の操作盤横に表示している例

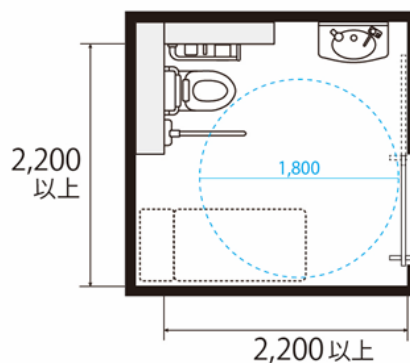
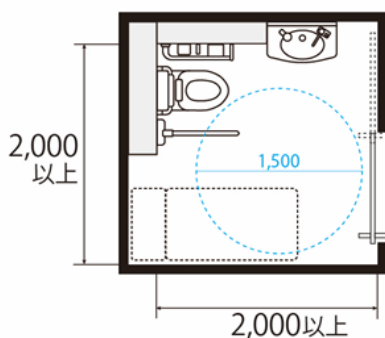


参考 2-3-10:11 : 車椅子使用者用便房の大きさの例

A : ライニングなしの場合



B : ライニングありの場合



~~ライニング（設備配管用収納）付きの整備なされる場合、便房内の利用可能な面積が制限されることから、当該部分は除いて必要空間を確保することが望ましい。~~・便器、洗面器、ライニング（便器・洗面器の背後・側部にある配管収納等）、大型ベッド、乳幼児用椅子、乳幼児用おむつ交換台等は、便房の内法寸法に含めることができるが、車椅子使用者が 360° 回転するためのスペースや便器に移乗するためのスペースが確保できるよう設置する。

・便房の標準内法寸法は 200 cm 以上 × 200 cm 以上を基本とするが、便房内の設備等とライニングの形状、配置によって、必要な内法寸法は変わること留意する。

※A, B ともに、右図はわかりやすさのため、必要な回転径を確保できる最小の正方形寸法を記載しているが、実設計上は多様な寸法があり得る。

参考 2-3-~~14~~12 : 呼出しボタン・非常通報器の設置位置

(内容省略)

(略)

参考 2-3-~~12~~13 : 複数の機能を同一の便房として整備（従来の高齢者障害者等用便房（バリアフリートイレ））したほか、一般便房の機能強化を図った例

(内容省略)

参考 2-3-~~13~~14 : カウンターの例

(内容省略)

(略)

参考 2-3-~~14~~15 : 筆談用具がある旨の表示例

(内容省略)

(略)

参考 2-3-~~15~~16 : JIS T 0103「コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則」に記載されている
絵記号の例

(内容省略)

(略)

参考 2-3-~~16~~17 : 券売機の例

(内容省略)

(略)

参考 2-3-~~17~~18 : 車椅子フットサポート部分に支障のないような蹴込みを設けた券売機の例

(内容省略)

(略)

参考 2-3-~~18~~19 : 券売機の金銭投入口等を縁取りした例

(内容省略)

(略)

参考 2-3-~~19~~20 : 券売機の障害者割引切符を示すボタンの例

(内容省略)

(略)

参考 2-3-~~2021~~2021 : 授乳室等の設置例
(内容省略)

(参考) 前回の検討会で頂いた主なご意見等

	ご意見等	対応	資料ページ
1	<p>・『〇おむつ交換台を設ける場合は、乳幼児を寝かせた状態で正面に立っておむつ交換の作業ができるよう、使用方法(利用方向)を考慮してスペースを確保する。』について</p> <p>・〇が付与されているので、標準的整備内容との理解だが、文章からするとおむつ交換台を設けることを標準的整備内容とし、その場に使用方法を考慮してスペースを確保することは、「望ましい整備内容」ともとれる記載になっている。</p> <p>・これは双方に対して「標準的整備内容」として求めるものか。</p> <p>・スペースについては他もそうだが、駅構造により個別の判断が求められることもあり「◇」とすることが現実的であるとする。</p>	<p>・当該設備に限らず、施設・設備は当該施設・設備の利用のためのスペースまで踏まえての整備を考えております。</p> <p>・おむつ交換台は「乳幼児用設備」の項目に既に一部記載があったことから、そちらで併せて記載させていただく形に整理させていただき、「配置」欄での記載は削除しました。</p>	5
2	<p>・P34だが、車椅子使用者かつオストメイトという方もいるので、機能分散は立位で対応できる人用として、車椅子使用者用便房にもオストメイト用設備を残していただくような記載としていただきたい。</p>	<p>・(車椅子使用者用便房)の項目は車椅子使用者のための設備に限定して記載されており、他の特性については記載されていないところでは。</p> <p>・今回の見直しでは、まずは現行の機能分散の考え方を基に進めていただくことを優先とし、記載をいたしません。が、複数障害、特に車椅子かつオストメイトの方への対応については重要な課題と考えますので、適切な記載方法については引き続きの問題認識として整理させていただきたいと思っております。</p>	5
3	<p>・男性用にもサニタリーボックスの需要があるので、記載してもいいかもしれない。</p>	<p>・(トイレ全般)の「配置」の項目に以下2点を記載いたします。</p> <p>・◇便房内にゴミ箱を設ける場合は、腰掛式便座又は車椅子に座った状態で手が届く範囲に設けることが望ましい。</p> <p>・〇戸の開閉や施錠の操作が円滑に行えるよう、戸の付近にはゴミ箱を設けない。</p>	5
4	<p>・P35の「その他の情報提供」の項目が削除となっているが、備えてある機能について案内してほしいので、写真や図、文字等で情報提供することについてトイレの項目でも参照するよう紹介文があっても良いと思う。</p>	<p>・当該項目は削除せず、ウェブサイトの該当ページへ誘導するよう、「ウェブサイト等による情報提供」(240ページ参照)といたします。</p>	6
5	<p>・P35の乳幼児用小便器について、これは異性介助を想定したものか。</p>	<p>・異性介助も想定しています。</p>	7
6	<p>・着替え台について、オストメイトだけでなく需要があると思うので一般の方にも入れたほうがいいのか。</p>	<p>・大便器の項目に「◇便所内には着替え台を設置した便房を1以上設置することが望ましい。」と追加しました。</p>	7
7	<p>・「幼児用補助便座」という記載を「幼児用便器」と「幼児用補助便座」の両方が読めるように出来ないか。</p>	<p>・「幼児用補助便座等」とし、幼児用便器も読めるようにしました。</p>	7
8	<p>・P36にオストメイト用に鏡を設置することについて記載があるが、立位からストーマの装着状態を確認できる位置に鏡がある必要があるので、その旨記載いただきたい。</p>	<p>・「◇ストーマ装具の装着等を確認するために、立位でも確認できる大きめの鏡を設置することが望ましい。」とします。</p>	8
9	<p>・洗面台の近くのベビーチェアについて、乳幼児が洗面台等に届かないよう配慮するような記載としていただきたい。</p>	<p>・「◇洗面器の近くには、ベビーチェアを設置することが望ましい。また、洗面器や各種設備に乳幼児の手や足が届かないよう配慮することが望ましい。」とします。</p>	8
10	<p>・市販品で該当するようなものがない。</p> <p>・正面開きタイプと側面開きタイプで数字が異なるが、なぜか。</p>	<p>・正面開きタイプの寸法が建築設計標準と逆になっているため、建築設計標準に合わせた寸法に修正いたしました。</p> <p>(「正面開きタイプでは、幅75cm程度、奥行80cm程度、」⇒「正面開きタイプでは、幅80cm程度、奥行75cm程度、」)</p>	8
11	<p>・着替え台の項目に「立位姿勢でのおむつ交換や」を追加していただきたい。</p>	<p>・「〇立位姿勢でのおむつ交換や衣服を着脱してトイレを利用する幼児を連れてくる人を考慮して、着替え台を1以上(男女別に設けるときは、それぞれ1以上)設置する。」としました。</p>	9
12	<p>・P38の図だと、おむつ交換台が周囲からよく見える配置となっているが、のぞき込みに配慮した配置となるようにしていただきたい。</p>	<p>・おむつ交換台の側面が壁又は衝立となるように参考2-3-1の図を修正いたしました。</p>	10,11
13	<p>・立地や規模、メンテナンス頻度等がさまざまである実態を考慮すると、個別判断を要する部分も多分にあるため、同内容については「◇」(望ましい整備内容)とすることが妥当と考える。</p>	<p>・頂いたご意見を参考に「◇」とさせていただきます。</p>	15
14	<p>・P41に「折りたたみ式大型ベッド」または「収納式の大型おむつ交換台」とあるが、違いがあれば説明を、ないのであれば一つに統一したほうが良い。</p>	<p>・折りたたみ式大型ベッドの単一表記とし、収納式の大型おむつ交換台は削除しました。</p>	15
15	<p>・特に大型ベッドについては仮に◇⇒〇への格上げをする場合は、「スペースを確保できる場合に限り」と前提条件を付したうえで、実施いただきたい。</p>	<p>・一部項目に「スペースを確保できる場合に限り」等を付してしまうと、逆に他の設備について必ず設置しなければならないとの誤解を招きかねないため、記載はしない整理とさせていただきます。</p>	15
16	<p>・大型ベッドの設置スペースの項目について、利用者の安全確保、介助中の大型ベッドからの転落防止などから、「両側にスペースをとる」という記述は控えた方がよいと考える。</p>	<p>・建築設計標準を参考とし「〇設置位置は、利用者の安全性や介助者の動作(大型ベッドからの転落防止等)に十分配慮する。」としました。</p> <p>⇒(参考)建築設計標準「・設置位置は、利用者の安全性や介助者の動作(大型ベッドからの転落防止等)に十分、配慮したものとす。」</p>	15

(参考) 前回の検討会で頂いた主なご意見等

	ご意見等	対応	資料ページ
17	・P.41のおもつ交換台の写真について、出入り口から丸見えのように見えるため適切でないように見受けられる。	・写真の扉は清掃用具入れの扉かと思われますが、誤解のないように写真を修正しました。	16
18	・下記本文の「ライニングは含めることができる」という記述から、A・Bの例図は不要ではないかと考える。	・参考本文の記載は、建築設計標準と平仄を合わせるため変更するものですが、例図についても、建築設計標準P101<各便房の寸法例>に相当する便房の寸法の考え方を示した図として、引き続き掲載させていただければと考えます。	17
19	・◇→○への格上げする場合は、意見全てを追記するのではなく、最適解しっかりまとめたうえで、過去に整備済の設備が無駄になることの無いよう、これまで整備してきた設備を引き続き使用することを前提に、改定をご検討いただきたい。	・記載する内容については、ご意見を基に記載が妥当と思われるものを記載しているところですが、実際の整備を想定して、現実的でないもの等があればご指摘いただけますと幸いです。	—
20	・改訂部分については、世間の受け止め方により実質的に既存遡及への要求が高まることを懸念する。 ・『基本的には新設および大規模改修などの機会をとらえてガイドラインを活用』と回答があったが、ガイドラインを読む多くの当事者の方がその前提を理解されている訳でもなく、既存設備改修要望の声が高まることが予想される。 ・既存のバリアフリートイレ内に設置するのはスペース的に困難で、実現するにはトイレ全体の改修・駅レイアウトの変更を伴う大規模な工事になるかと思う。ガイドラインに追加されても直ちに対応というのは難しく、実効性には乏しいものになるのではないかと思う。 ・トイレについては、当事者間でも障害のタイプによって様々な要望があり、必ずしもガイドラインの内容が全ての方に望ましい姿になる訳ではないと理解している。	・本ガイドラインに記載の内容については、施設設備の新設又は大規模改良等の機会をとらえて、整備の参考としていただくものと想定して作成しており、既存施設への遡及は求めません。 ・◇→○への変更は、設備の普及状況や利用者のニーズ等を踏まえ、整備することが標準的であると判断したことから変更を行っているものですが、整備の可否や必要性・設備の優先度等については施設ごとに異なるため、◇の時と同様、個別に判断いただければよいものと考えます。	—

バリアフリートイレの自動解錠について



背景・現況

- バリアフリートイレについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のために、自動的に解錠される設定がされていることや、施設管理者等に通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがある。
- そうした中で、**重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があることから、バリアフリートイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合がある**との指摘がある。
- 令和3年3月にとりまとめられた「共生社会におけるトイレの環境整備に関する調査研究 報告書」においては、以下のとおり記載されている。(報告書 p.119より抜粋)

1) 重度障害の車椅子利用者等の視点

また、重度障害者等の場合、トイレの使用時間が通常よりも長くなる実態があるため、非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合には、こうした利用者の実態も考慮して、解錠時間を長めに設定することが望ましい。また、万が一利用時間が長く通報等が行われた場合には、戸を開ける際には、中の利用者へのあらかじめの声かけや、応答が無かった場合であっても動作確認等を行うなど、利用者の尊厳が十分に守られるよう最大限の配慮を行う必要がある。

- 現在、建築設計標準を含むバリアフリーガイドラインにおいては、報告書の内容を踏まえて以下の記載がみられる。この度、関係者へのヒアリング・アンケート調査の結果等を踏まえて、更なる記載の充実を検討する。

・ 非常時対応や防犯のために時間制限により自動的に解錠される設定とする場合は、解錠時間を長めに設定することが望ましい。

対応1 各施設管理者へ事務連絡の発出

→ 令和7年7月に各施設管理者に対して、事務連絡「長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリートイレについて」を発出した。(次頁参照)

対応2 関係者へのヒアリング・アンケート調査

→ 事務連絡発出後に、バリアフリーガイドラインの改定に向け、バリアフリートイレの自動扉の実態を把握するため、当事者や自動扉メーカー等に対するヒアリング調査や、施設管理者等に対するアンケート調査を実施した。

対応3 バリアフリーガイドラインの改定

→ 調査結果を踏まえ、建築設計標準を含むバリアフリーガイドラインの改定案を検討した。

各施設管理者へ事務連絡の発出

事務連絡
令和7年7月30日

一般社団法人 日本百貨店協会 御中

国土交通省総合政策局共生社会政策課

長時間の利用に対する自動解錠機能等のあるバリアフリートイレについて

平素より、国土交通行政の推進に多大なるご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。
バリアフリートイレについては、長時間の利用があった場合、非常時対応や防犯のため自動で解錠される設定がされていることや、施設管理者等に自動で通報され、通報を受けた施設管理者等が扉を開けて内部の状況を確認する運用がとられていることがあります。
一方で、重度障害者等はトイレの利用時間が通常よりも長くなる実態があるため、バリアフリートイレの利用中に自動で解錠され、扉が開けられてしまうことにより、利用者の尊厳が損なわれる場合があるとの指摘があります。
このため、貴法人におかれましては、バリアフリートイレの利用者の尊厳が十分に守られるよう、所属会員の施設管理者等に対し、下記の事項について、最大限の配慮を行っていただくよう周知をお願いいたします。

記

1. 解錠時間の設定等
 - ・ 重度障害者等の場合、バリアフリートイレの利用時間が通常よりも相当程度長くなるため、解錠時間の設定にあたっては、利用者の実態を考慮して、長めに設定することが望ましい。
 - ・ また、自動扉のタイプによっては、一定時間経過後に自動で解錠されるだけでなく扉そのものが自動で開くタイプのものであるが、扉が自動で開かない設定に変更するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
 - ・ 利用時間が長くなり施設管理者等に通報等が行われた場合に、施設管理者等が扉を開けようとする際には、中の利用者へ声かけを行って内部の状況を確認するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
2. 利用者への周知
 - ・ バリアフリートイレの利用者に対して、長時間の利用の場合には、自動で解錠されることや、自動で通報がされ、施設管理者等が中の利用者へ声かけを行い、場合によっては確認のために扉を開ける可能性があることなどについて、**トイレ内外に注意喚起の文書を掲示**することなどにより、十分に周知することが望ましい。
3. その他
 - ・ バリアフリートイレの利用に関するトラブルを防止するためには、自動扉や通報装置などの設備について、日常的に維持管理や点検を適切に行う必要がある。

以上

1. 解錠時間の設定等

- ・ 重度障害者等の場合、バリアフリートイレの利用時間が通常よりも相当程度長くなるため、**解錠時間の設定**にあたっては、利用者の実態を考慮して、**長めに設定**することが望ましい。
- ・ また、自動扉のタイプによっては、一定時間経過後に自動で解錠されるだけでなく扉そのものが自動で開くタイプのものであるが、**扉が自動で開かない設定に変更**するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。
- ・ 利用時間が長くなり施設管理者等に通報等が行われた場合に、**施設管理者等が扉を開けようとする際には、中の利用者へ声かけを行って内部の状況を確認**するなど、利用者の尊厳が守られるよう配慮を行う必要がある。

2. 利用者への周知

- ・ バリアフリートイレの利用者に対して、長時間の利用の場合には、自動で解錠されることや、自動で通報がされ、施設管理者等が中の利用者へ声かけを行い、場合によっては確認のために扉を開ける可能性があることなどについて、**トイレ内外に注意喚起の文書を掲示**することなどにより、十分に周知することが望ましい。

3. その他

- ・ バリアフリートイレの利用に関するトラブルを防止するためには、自動扉や通報装置などの設備について、**日常的に維持管理や点検**を適切に行う必要がある。

